

令和5年度四街道市物価高騰対策医療機関等支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響を受けている病院、診療所及び薬局（以下、「医療機関等」という。）の負担を軽減し、安定的かつ継続的な事業運営を支援するため、予算の範囲内において医療機関等に対し、物価高騰対策医療機関等支援金（以下、「支援金」という。）を交付することに関し、四街道市補助金等交付規則（昭和46年規則第6号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 病院 医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第1条の5第1項で規定する施設をいう。
- (2) 有床診療所 法第1条の5第2項で規定する施設のうち19人以下の患者を入院させるための施設をいう。
- (3) 無床診療所 法第1条の5第2項で規定する施設のうち患者を入院させるための施設を有しない施設をいう。
- (4) 薬局 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険薬局をいう。

(交付の対象)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、令和5年11月1日時点において、市内に所在する前条第1項に掲げる施設とし、かつ、この支援金を申請した日から令和6年3月31日までの間、事業を継続するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支援金の交付対象としない。

- (1) 四街道市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等
- (2) 令和5年度四街道市物価高騰対策事業者支援金支給事業により支給を受けた者（申請する者も含む。）

(交付額等)

第4条 支援金の額は第2条の各区分に応じて次の各号に定める額とする。

- (1) 病院 660,000円
- (2) 有床診療所 660,000円
- (3) 無床診療所 150,000円
- (4) 薬局 150,000円

2 支援金の交付は、1施設につき1回限りとする。

(申請及び請求)

第5条 交付対象者は、令和6年2月15日までに四街道市物価高騰対策医療機関等支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定するものとする。

(支払)

第7条 市長は、前条の規定により交付を決定したときは、第5条の規定による請求の内容を確認のうえ、速やかに口座振込により支援金を支払うものとする。

(実績報告等の特例)

第8条 規則第12条に規定する実績報告については、第5条に規定する交付申請をもって当該実績報告があったものとみなす。

2 規則第13条に規定する確定通知については、第6条に規定する交付の決定をもって当該確定通知があったものとみなす。

3 規則第14条に規定する請求については、第5条に規定する交付申請をもって当該請求があったものとみなす。

(支給決定の取消し)

第9条 市長は、虚偽の申請その他不正な行為により支援金の交付決定を受けた者がある場合は、当該交付決定を取り消すとともに、既に支援金の支払を完了しているときは、その者に対して、当該支援金の額の全部又は一部に相当する金額の返還を請求することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年12月25日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定によりなされた交付申請に係る支援金の交付に関しては、当該交付等が完了するまでの間、同日後も、なおその効力を有する。